

指名停止措置状況

No.	業 者 名	登録代理人	住 所	指名停止期間	指名停止の理由
1	株式会社クリーン工房	本店	埼玉県さいたま市中央区新都心11 - 2さいたま新都心LAタワー30 階	R8.5.26 ~ R8.8.25	当該業者の代表取締役（当時）は、令和8年2月1日執行の川口市長選挙に際し自身が選挙運動者を務めていた立候補者に投票することに対する報酬として、同選挙の選挙人に現金を供与した。これにより、令和8年3月27日、当該業者の代表取締役（当時）は起訴され、同日、公職選挙法違反を理由としてさいたま簡易裁判所から罰金の略式命令を受けた。 以上のことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。